

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

やまなし中北部エリア地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市

3. 地域再生計画の区域

甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市並びに山梨県中巨摩郡昭和町の全域

4. 地域再生計画の目標

本地域は、山梨県の中北部に位置し、南アルプス、秩父多摩甲斐、八ヶ岳中信高原の3つの国立・国定公園を持つ広大なエリアである。特に、西部・北西部では、八ヶ岳南麓、瑞牆山、金峰山などの「山梨百名山」と称される山々が多く、その雄大な自然と景観を目当てに毎年多くの観光客が訪れている。また、ワイナリーやフラワーパークなど、地域の特色を生かした農業観光施設が多く点在している。

本エリアにおいて平成17年度から平成21年度まで実施した「富士の国やまなし山梨中北部エリア地域再生計画」では、効率的な道路ネットワークの構築により地域内観光客の増加という一定の成果を得ることが出来た。ただし、観光客数の増加に対し宿泊客数は比例して増加しておらず、依然として日帰り通過型の観光エリアとなっており、観光地間のアクセス道路整備の遅れという課題を抱えたままの状況となっている。

そこで、従来の農林業施業の効率化と特産物の生産等を通じた産業の振興や生活環境の改善を目的に実施されてきた農林道整備事業と利用者の移動手段として実施されてきた市町村の道路整備事業とを組み合わせ、一元的かつ計画的に整備をすすめ、あらたな道路ネットワークを構築することが必要であり、その結果、観光地間のアクセス利便性が向上し観光振興に繋がるばかりでなく、農林産物の搬出経路の確保によるあらたな市場の開拓など農林業そのものの活性化にも寄与し、本エリアの再生に最も効率的であると考えられる。

また、来訪観光客の安全を考え、市街地及びその周辺においては、安全・安心の地域づくりの観点から通行上危険な箇所を解消し、地域内での災害発生時等に避難誘導・救援活動を円滑にするための避難経路や輸送網の整備も重要であると考えられる。

これらの課題を総合的に解決するため、地域内の観光振興に伴う関連事業と併せて、市道の改良事業、広域農道の新設・改良事業、林道の開設・改良・舗装事業を一体的に進めることとする。

これにより、第1に高速道路ICからの地域内観光地へのアクセスが向上し、本県の山岳観光の中核をなす南アルプス・八ヶ岳・奥秩父などの山岳景観やワイン・花などの農業観光施設等、いくつもの観光資源が有機的に結びついたバラエティに富む魅力的な周遊ルートの実現を促進させ、滞在型の観光地としての魅力度向上をめざす。第2に緊急時におけるアクセス道路として緊急道路網を補完する役割を果たし、住民福祉の向上と安全・安心の地域づくりを進める。

(目標)

現在、本県においては平成19年度に策定した「チャレンジ山梨行動計画」を上位計画とし、「つどう・やまなし」の実現に向け、平成20年2月に策定した山梨県観光振興計画に基づき、全県的に観光振興戦略を積極的に展開している。本計画においては、この観光振興計画を基に地域内で推進する関連事業との連携をとり、市道・広域農道・林道の一体整備による山岳観光・農業用関係施設・拠点施設へのアクセス改善を図ることで、本計画エリアにおける観光振興および農林業の活性化による地域再生に対する効果を見込んでいる。

(目標) 観光周遊ルートの総所要時間 153分→103分(50分短縮)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

北部においては、須玉IC、韮崎ICから八ヶ岳、茅ヶ岳南部方面へのアクセスを目的として、広域農道「八ヶ岳南線」「甲斐駒ヶ岳線」「茅ヶ岳東部線」、北杜市の「市道52号線」、甲斐市の「市道大屋敷大久保線」及びその周辺林道等の整備を図る。

また、南部においては、来訪観光客の安全・安心を確保するため、「下宮地荊沢線」、「田富西通り線」の整備を行うとともに、「観光振興施設整備への支援」により、南アルプス市の「市道古屋敷沓沢線」および「南アルプス林道」の改良事業を実施する。

これらにより、中北部エリア全体として市道・広域農道・林道と既に整備済みあるいは今後整備予定である高速道路や県道等との連携が図られ、観光地間をつなぐ安全・安心なアクセスルート網が構築される。

(下線：道整備交付金整備路線)

ルート1：

須玉 IC→広域農道甲斐駒ヶ岳線→ウイスキー博物館→林道釜無川右岸線→広域農道八ヶ岳南線→南八ヶ岳花の森公園→須玉 IC

ルート2：

韮崎 IC→市道52号→フラワーセンター→広域農道茅ヶ岳東部線→昇仙峡→市道大屋敷大久保線→山梨ワイナリー→韮崎 IC

ルート3：

白根 IC→市道古屋敷沓沢線→林道南アルプス線→広河原山荘

ルート4：

甲府南 IC→市道田富西通り線→甲西ふれあい公園→市道下宮地荊沢線→武田八幡宮→林道鈴嵐線→林道御庵沢小武川線→青木鉱泉→林道小武川線→須玉 IC

このように、計画期間内の市道・広域農道・林道整備により当地域一帯をカバーする新たな周遊ルートを確立することで、観光客の周遊性・滞在性が高まり、観光客の自然とふれあう機会を大きく増やすことができ、あわせて地域全体が活性化する。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市町村道

南アルプス市道「古屋敷沓沢線」：道路法に規定する市町村道に昭和52年10月31日に認定済み

南アルプス市道「下宮地荊沢線」：道路法に規定する市町村道に昭和61年9月26日に認定済み

甲斐市道「大屋敷大久保線」：道路法に規定する市町村道に昭和61年3月31日に認定済み

中央市道「田富西通り線」：路法に規定する市町村道に平成12年3月14日に認定済み

北杜市道「52号線」：路法に規定する市町村道に昭和62年3月27日に認定済み

広域農道

「八ヶ岳南線」：事業採択を平成10年4月8日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続を行い、平成11年5月30日に確定している。

「甲斐駒ヶ岳線」：事業採択を平成7年4月1日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続を行い、平成7年5月13日に確定している。

「茅ヶ岳東部線」：事業採択を平成14年3月29日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続を行い、平成14年3月30日に確定している。

林道

「御庵沢小武川線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「鈴嵐線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「小森川線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「前山大明神線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「小武川線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「大明神線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「南アルプス線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「観音峠大野山線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「釜無川右岸線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「釜無山線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「奥仙丈線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「大鳥居線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

「野猿谷線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（北杜市、甲斐市、南アルプス市、中央市） 北杜市、甲斐市、南アルプス市、中央市
- ・広域農道（甲斐市、韮崎市、北杜市） 山梨県
- ・林道（北杜市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、中央市） 山梨県、北杜市

[事業期間]

- ・市道（平成 22 年度～26 年度）、林道（平成 22 年度～26 年度）
- ・広域農道（平成 22 年度～26 年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 4,890m、広域農道 6,603m（橋梁 1 基、函渠 1 基）、林道 24,974m
- ・総事業費

市道	1, 1 7 8, 0 0 0 千円（うち交付金	5 8 9, 0 0 0 千円）
広域農道	4, 6 9 4, 4 4 5 千円（うち交付金	2, 3 4 7, 2 2 3 千円）
林道	1, 6 4 4, 0 5 0 千円（うち交付金	7 6 5, 0 2 5 千円）
合計	7, 5 1 6, 4 9 5 千円（うち交付金	3, 7 0 1, 2 4 8 千円）

(5-3) その他の事業

平成 2 0 年 2 月に策定した山梨県観光振興計画に基づき、やまなし魅力発信事業などのソフト事業や観光施設整備を進める。

また、山梨県において「豊かな観光基盤づくり事業」を実施し、エリア内北部の昇仙峡地区において林道や馬車道等の整備を進め、南部の南アルプス地区においても林道の改良事業を行う。

6. 計画期間

平成 2 2 年度～2 6 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し関係行政機関と達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。また、目標の達成状況を公表することとする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

北杜市増富地区において、「増富地区交流振興特区」が認定されており、国立公園における都市農村交流プログラムを展開することにより、交流人口を効果的に増大させ集落機能の維持と地域経済の活性化を図っている。今回、本地域再生計画を推進することにより、当該特区との相乗効果が期待できる。